

秋田市宿泊税検討委員会の傍聴に関する要領

〔 令和6年7月1日
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市宿泊税検討委員会設置要綱（令和6年5月28日市長決裁）第1条に規定する秋田市宿泊税検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、秋田市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成14年9月6日市長決裁）第2条各号に該当する場合における公開又は非公開の決定は、委員長が行う。

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付簿に氏名および住所を記入し、その会場に入ることとする。

2 会議を傍聴する者の定員は、会議の開催の都度、委員会の事務局が会場の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗その他これらに類する会議を妨害するおそれがある物品を携帯し、又は着用している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により会議内容に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、報道の任務に当たる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害する行為をしないこと。

(退場)

第6条 委員長は、前条の規定に違反する者を退場させることができる。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。